

青森県再配達削減による脱炭素推進会議設置要綱

(目的)

第1 青森県内における宅配便の再配達に由来する二酸化炭素の排出の削減に向けて、宅配事業者等で構成する青森県再配達削減による脱炭素推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県内における再配達の現状の把握及びこれに関連する情報の共有に関すること。
- (2) 県内における再配達削減に向けた課題の洗い出しと対策の検討等に関すること。
- (3) 県民に対する再配達削減の普及啓発に関すること。

(構成)

第3 会議は、次の機関をもって構成する。

- (1) ヤマト運輸株式会社青森主管支店
- (2) 佐川急便株式会社青森営業所
- (3) 日本郵便株式会社青森中央郵便局
- (4) 青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課
- (5) 青森県地球温暖化防止活動推進センター

(会議の開催)

第4 会議は、青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課長が招集する。

2 会議は、必要に応じて、構成機関以外の関係者を出席させることができる。

(会議の庶務)

第5 会議の庶務は、青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。